

千葉市立海浜病院 院内感染対策指針

I 趣旨

本指針は、千葉市病院局医療安全管理指針第8の1の規定に基づき、院内感染に係る体制の確立、院内感染制御及び対策についての指針を示すことにより、適切な感染管理を推進し、「安心・安全な医療」の提供に資することを目的とする。

II 感染管理のための基本的考え方

入院中の患者が、病院内で原疾患とは別に、新たに罹患した感染症及び医療従事者が業務を介して感染した感染症の発生は、患者や家族のみならず医療従事者にも大きな不利益が生じる。職員一人一人が感染管理の必要性・重要性を認識し、最大限の注意を払いながら、適切な感染対策を行うことにより、院内感染を防止しなければならない。

III 院内感染対策責任者及び院内感染管理者の配置

- 1 病院全体の院内感染対策を行う責任者として、院内感染対策責任者を置く。
- 2 院内感染対策責任者は、感染対策室長をもって充てる。
- 3 院内感染対策責任者は、以下の業務を行う。
 - (1) 感染管理体制の推進。
 - (2) 主に医師を対象とした感染管理の啓蒙・指導
- 4 院内感染対策の実務上の責任者として院内感染管理者を置く。
- 5 院内感染管理者は、感染対策委員会の委員長をもって充てる。
- 6 院内感染管理者は、以下の業務を行う。
 - (1) 院内感染防止の対策を推進すること。
 - (2) 院内感染対策の方策の実施の確認に関すること。

IV 院内感染対策に関わる専従の看護師の配置

- 1 感染対策室に感染管理に関わる専従の看護師を置く。
- 2 専従の看護師は、感染管理認定看護師又はそれに準ずる一定の研修を修了した者とする。
- 3 専従看護師は、以下の業務を行う。
 - (1) 院内の感染防止対策を推進すること。
 - (2) 感染制御チーム（以下「I C T (Infection Control Team)」という。）の決定事項について感染対策室長へ報告すること。
 - (3) 抗菌薬適正使用支援チーム（以下A S T (Antimicrobial Stewardship Team) という。）の決定事項について感染対策室長へ報告すること。
 - (4) 院内感染対策の方策の実施状況について I C T 及びA S Tとともに監査する。
 - (5) 院内外の感染管理に関する研修の企画・運営。

(6) 感染防止対策地域連携加算に係る業務。

V 院内感染対策のための委員会の設置

1 感染対策委員会の設置

(1) 患者及び職員の院内感染防止及び感染防止対策体制の確保を目的として、感染対策委員会を設置する。

(2) 感染対策委員会の組織及び運営に関する事項は、別に要綱で定める。

2 I C T 委員会の設置

(1) 院内感染に関する監視、調査及び評価（第三者評価含む）を行うとともに、各部署における具体的な感染防止対策の策定とその実践を推進することを目的として、I C T 委員会を設置する。

(2) I C T 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に要領で定める。

3 A S T 委員会の設置

(1) 院内の抗菌薬の適正使用を監視、推進することを目的として、A S T 委員会を設置する。

(2) A S T 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に要領で定める。

VI 職員に対する院内感染対策のための研修の実施

1 全職員を対象とした院内感染対策の研修を年2回実施する。

2 新規採用者を対象に、標準予防策及び個人防護具の装着方法に関する研修を実施する。

VII 感染対策マニュアルの整備

感染対策マニュアルは以下の項目を整備し、適宜改訂を行うこととする。

(1) 感染制御全般に関すること。

(2) 感染経路別予防対策に関すること。

(3) 環境の整備に関すること。

(4) 消毒法の指針に関すること。

(5) 処置・ケア時における感染予防対策に関すること。

(6) 血中ウイルス感染対策に関すること。

(7) 病原体別感染予防対策に関すること。

(8) アウトブレイク発生時の対応（平日・夜間・休日）

(9) 抗菌薬の使用指針（抗菌薬の適正使用・周術期の投与）に関すること。

(10) カルバペネム系薬、抗M R S A 薬、点滴静注用フルオロキノロン、リネゾリドの使用指針（届出義務の対象薬）に関すること。

(11) 検体採取の方法に関すること。

(12) 保健所への届出（食中毒・感染症法による）に関すること。

VIII 職員の予防接種

ワクチン接種によって感染が予防できる疾患(B型肝炎、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ等)については、血清抗体を測定し、陰性・弱陽性者に対してはワクチン接種を推奨する。

IX 病院長への報告

- 1 感染症の発生状況をサーベランスし、以下について病院長に報告する。
 - (1) 手術部位感染
 - (2) 医療機器関連感染
 - (3) 薬剤耐性菌検出状況
 - (4) その他、感染対策責任者が必要と判断したもの
- 2 アウトブレイクや重大な院内感染事例が発生した場合は、病院長に報告する。

X 指針の開示

患者等から指針の閲覧の申し出のあった場合は、速やかに開示する。